

真庭市生ごみ分別普及啓発等業務仕様書

(目的)

- 1 本仕様書は、真庭市（以下「本市」という。）が実施する生ごみ等の資源化による可燃ごみの更なる削減に向け、本市が発注する真庭市生ごみ分別普及啓発等業務（以下「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

- 2 本業務の対象は次のとおりとする。
 - (1) 生ごみ分別普及啓発業務
 - (2) 事業系プラスチック製容器包装付き生ごみ（以下「事業系プラ生ごみ」という。）の分別実証業務

(受託者の責務)

- 3 受託者は、本業務の実施にあたっては本仕様書を遵守し、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

(履行期間)

- 4 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(生ごみ分別普及啓発業務)

- 5 本市におけるごみ処理の現状と生ごみ等資源化による資源循環の方向性を伝え、生ごみをはじめとする紙やプラスチック等の資源ごみ分別の更なる推進に向けた普及啓発を行うこと。
 - (1) 事業所、自治会、各種団体への普及啓発業務
 - ・商工会、生ごみ分別サポーター等へ協力を依頼し、チラシ配布や説明会開催等による普及啓発を行うこと。
 - ・事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ協力を依頼し、生ごみの多量排出事業者の抽出を行うこと。
 - ・抽出した多量排出事業者を個別訪問し、各事業者におけるごみ処理の現状を把握し、生ごみ分別協力事業者の新規開拓を図ること。
 - (2) 普及啓発用資料の立案・作成業務
 - ・普及啓発で使用するチラシや説明会資料を立案し、発注者の確認を受けたうえで印刷し、普及啓発用資料として使用すること。
 - ・市が作成した「家庭から出るごみと資源の分別ガイド」の外国語（英語を含む3カ国程度）に対応したものを、データで納入すること。
 - ・事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるための手引書を立案し、発注者の確認を受けたうえで印刷（2,000部）し、事業者向けの普及啓発用資料として使用すること。

(3) 真庭いきいきテレビ (MIT) の企画・出演業務

- ・家庭系ごみ及び事業系ごみの生ごみをはじめとする紙やプラスチック等の資源ごみ分別の普及啓発を内容する番組を企画し、発注者の確認を受けたうえで MIT と打合せを行い、出演すること。
- ・家庭系ごみと事業系ごみの番組の企画・出演は分けて実施すること。

(事業系プラ生ごみの分別実証業務)

6 多量排出事業者へ実証協力の依頼を行い、事業系プラ生ごみの分別実証により、実現性、費用対効果、具体性の検証及び導入に向けた提案を行うこと。

(1) 搬入場所

- ・作業場は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがない場所とし、受託者が確保すること。
- ・事業系プラ生ごみは、受託者が確保した作業場に搬入し、作業場周囲の清潔保持に努めること。
- ・搬入量は、計量器で計測して計量伝票を保管するとともに、集計すること。

(2) 収集運搬車両

- ・契約締結後、速やかに自己所有又は継続的に使用できる収集車両を確保すること。
- ・使用する車両は、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険（任意保険）に加入すること。
- ・収集運搬車両の車種及び登録番号を記載した書類並びに自動車検査証（写し）、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険の証書（写し）を提出すること。
- ・ごみが飛散し又は流出する恐れのない車両を使用すること。

(3) 収集運搬の実施内容

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定を遵守すること。
- ・本市の委託業務であることを念頭において、事業所に対して常に親切丁寧に応接し、人や車両の通行を妨害しないように心掛け、収集物が飛散及び流出しないように安全運転に努めること。
- ・交通事故や車両火災が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- ・受託者が収集運搬に関する苦情を受けたときは、受注者が誠意をもって対応するとともに速やかにその内容を発注者に報告すること。
- ・収集の頻度、実施期間などは提案とし、実証協力の事業者と協議して決定する。

(4) 事業系プラ生ごみ分別の実施内容

- ・実証協力事業者へ 65L の収集容器を無償貸与し、収集した事業系プラ生ごみを受託者が確保した作業場に搬入し、プラスチック製容器包装と生ごみを分別すること。

- ・事業所ごとに、搬入時の収集容器の個数、重量を集計すること。また、事業所ごとに分別後のプラスチック製容器包装と生ごみの重量を計量し集計すること。
- ・分別後のプラスチック製容器包装は可能な限り資源化を図り、クリーンセンターまにわに搬入し、生ごみは生ごみ収集容器に入れて、くらしの循環センターに搬入すること。
- ・障がい者雇用の拡大に努めること。

(本業務実施基準)

7 以下の実施基準を遵守すること。

- (1) 受託者は、本業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行について環境への負荷が少ない行動に努めること。

(その他)

8 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の項目に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受託者が協議して定める。